

# 山梨県公報

号外第十八号

平成二十一年

三月三十一日

火曜日

## 目次

### 条 例

山梨県県税条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例……………一

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………一五

## 条例のあらまし

### 山梨県県税条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(税務課)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

#### (一) 不動産取得税

(1) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率(本則四%)を三%とする特例措置の適用期限を平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

#### (二) 自動車取得税

(1) 自動車取得税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止することとした。

(2) 低公害車・低燃費車(新車に限る。)に係る自動車取得税について、三年間に限り、特例措置を講ずることとした。

(3) 低公害車・低燃費車(新車を除く。)に係る自動車取得税の特例措置について適用対象等の見直しを行ったうえで適用期限を平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

#### (三) 軽油引取税

(1) 軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止することとした。

(2) 軽油引取税の課税免除措置については、附則による措置として三年間継続する

こととした。また、石油化学製品の原料となる軽油については、他の工業用原料と同様課税しないことが適当であるため、本則による恒久的な措置として存続することとした。

#### (四) 個人県民税

上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する個人県民税の税率(本則五%)を三%とする特例措置を平成二十三年十二月三十一日まで延長することとした。

(五) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

### 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(税務課)

1 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる設備を新設し、又は増設する期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

## 条 例

### 山梨県条例第三十一号

山梨県県税条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県県税条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第七節 削除」 「第七節 自動車取得税」を 「第七節 自動車取得税(第九十条 第二百三条)」

第八節 自動車税(第百十四条 第百二十四条) 「第八節 自動車税」を 「第八節 自動車取得税(第百五十条の引取税(第百四条 第百十三条の十))」に、

「第一節 自動車取得税(第百五十条の引取税(第百四条 第百十三条の十))」に、 「第一節 軽油引取税(第百五十一条(第百十四条 第百二十四条))」

二 第二百五十条の十七) を「第一節及び第二節 削除」に改める。  
第百六十七条) 「自動車取得税

第三条第一号中「自動車税」を 軽油引取税 に改め、同条第二号中 自動車税 「自動車取得税」に改める。  
「自動車取得税」に改める。

第六条第二項中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中、「昭和二十六年法律第百八十五号」を削り、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請書又は同法第六十七条の規定による自動車検査証の記入の申請書若しくは同法第九十七条の三の規定による軽自動車届出書を提出する場所  
八 軽油引取税

イ 法第百四十四条の二第二項又は第二項に規定する引取りに対して課する軽油引取税 軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該引取りに係る軽油の現実の納入に係る事業所の所在地）  
ロ 法第百四十四条の二第三項に規定する販売に対して課する軽油引取税 特約業者又は元売業者の事業所の所在地  
ハ 法第百四十四条の二第四項に規定する販売に対して課する軽油引取税 石油製品販売業者の事業所の所在地  
ニ 法第百四十四条の二第五項に規定する消費に対して課する軽油引取税 自動車の主たる定置場の所在地

ホ 法第百四十四条の二第六項に規定する所有に対して課する軽油引取税 軽油の所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地  
ヘ 法第百四十四条の三第一項各号に規定する消費、譲渡又は輸入に対して課する軽油引取税 消費、譲渡又は輸入について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所がない者にあつては、住所）

第六十二条の七第一項中、「協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に、「本項」を「この項」に改める。  
第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

（自動車取得税の納税義務者等）  
第九十条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつて物として政令で定めるものを含む。）をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他政令で定める自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第九十一条 前条第一項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。  
2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の政令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を

運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税標準)

**第九十二条** 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時ににおける当該自動車の通常の取引価額として府令で定めるところにより算定した金額(以下この条において「通常の取引価額」という。)を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で政令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常の取引価額と異なる取得価額によるもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第一千二条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

**第九十三条** 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

**第九十四条** 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

**第九十五条** 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付等)

**第九十六条** 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令で定める様式によつて、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を

受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第十五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令で定める様式によつて、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

**第九十七条** 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第二百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第二百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

一 納税義務者の氏名又は名称及び住所

二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所

三 自動車の取得がされた年月日

四 自動車の取得の原因

五 自動車の種類、用途、車名及び型式

六 自動車の定置場

七 自動車の取得に係る既に納付の確定した自動車取得税額

八 自動車の取得に係る課税標準額及び自動車取得税額

九 前号の自動車取得税額に相当する金額から第七号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額

十 その他知事において必要があると認める事項

(自動車取得税の納付の方法等)

**第九十八条** 自動車取得税の納税義務者は、第九十六条第一項又は前条の規定により自動車取得税額を納付する場合(法第三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に、証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)によつて表示される規則で定める印影(以下「収納印」という。)を受けることによつてしなければならない。

2 自動車取得税の納税義務者は、収納印を受けることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に規則で定める様式による納税済印を押さなければならない。

3 収納計器の取扱いについては、自動車税に係る収納計器の取扱いの例による。(領収書の不交付)

**第九十九条** 収納印により徴収した自動車取得税については、領収書は交付しない。(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

**第一百条** 知事は、譲渡により担保の目的となつている財産(以下この条において「譲渡担保財産」という。)の権利者(以下この条において「譲渡担保権者」という。)が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者(設定者が交代した場合における新設定者を除く。)に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の納税義務を免除するものとする。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間に限つて、当該自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取

り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

4 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

5 第二項の申告をする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証する書類を添付して、第九十六条第一項又は第九十七条の規定により申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一 申告者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の種類、用途、車名及び型式

三 譲渡担保財産の設定年月日

四 理由

五 その他知事において必要があると認める事項

6 第四項の申請をする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申請書に当該申請が真実であることを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の種類、用途、車名及び型式

三 譲渡担保財産の設定年月日

四 年度、税額及び納付年月日

五 還付を受くべき金額

六 その他知事において必要があると認める事項

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

**第一百一条** 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除するものとする。

2 前項の申請をする者は、当該自動車を当該自動車販売業者に返還した日から十五

日以内に、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申請書に当該自動車に当該自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 返還した自動車の種類、用途、車名及び型式
- 三 自動車販売業者の住所及び氏名又は名称
- 四 返還の理由
- 五 年度及び税額
- 六 還付を受くべき金額
- 七 その他知事において必要があると認める事項

#### (自動車取得税の減免)

**第二百二条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。

- 一 日本赤十字社が救急自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得する場合における当該自動車の取得
- 二 医療法第三十一条に規定する公的医療機関（日本赤十字社を除く。）が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車を取得する場合における当該自動車の取得
- 三 次に掲げる自動車の取得で知事が必要と認めるもの

イ 身体障害者等（身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）及び精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）をいう。以下同じ。）が取得する自動車で、次に掲げる場合における当該自動車の取得

- (1) 当該身体障害者が自ら運転する場合
- (2) 当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合

(3) 当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する場合

ロ 身体障害者等（身体障害者にあつては、十八歳未満の者に限る。）と生計を一にする者が取得する自動車で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合における当該自動車の取得

四 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車の取得

で知事が必要と認めるもの

- 五 前号に掲げるもののほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得
- 六 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得

2 前項の規定による自動車取得税の減免を受けようとする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 自動車の種類、用途、車名及び型式
- 三 年度及び税額
- 四 減免を受けようとする理由
- 五 その他知事において必要があると認める事項

3 第一項第三号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（第十五条の三第一項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項の規定により交付された身体障害者、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（第十五条の三第一項において「運転免許証」という。）を提示しなければならない。

**第二百三条** 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により前条の規定による自動車取得税の減免を受けた者を発見したときは、直ちにその者に係る当該自動車取得税の減免を取り消さなければならない。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

#### 第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

**第四百条** 軽油引取税は、法第四百四十四条第一項第三号に規定する特約業者（以下「特約業者」という。）又は同項第一号に規定する元売業者（以下「元売業者」という。）からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴つものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物の混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第四百四十四条の三十二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第四百四十四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第四百四十四条の三十二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第百十三条の三において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

**第百五条** 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。以下この項において同じ。）を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- 一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 三 第百八条に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

- 四 第百八条に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- 六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる）と認められる炭化水素油で政令第四十三条の三に規定する炭化水素油を除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した政令第四十三条の四第一項の届出書を知事に提出して、同項の承認書の交付を受けなければならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

**第百六条** 法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第百四条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負つ。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第百四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

**第百七条** 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十三条の二第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

- 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

**第百八条** 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレ

ンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、第百十三条の七第四項の規定による免税証の交付があつた場合、法第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合又は免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

（軽油引取税の税率）

**第百九条** 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

（軽油引取税の徴収の方法）

**第百十条** 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第百四条第三項から第六項まで又は第百五条の規定によつて軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

2 法第百四十四条の二十二第四項又は第百四十四条の二十五第五項の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

**第百十一条** 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の現実の納入に対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

**第百十二条** 前条第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日から五日以内に、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日までに、規則で定める様式による登録申請書を知事に提出しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合

- イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

- ロ 事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

- 八 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
- 二 事務所又は事業所の事業開始年月日
- ホ その他知事において必要があると認める事項
- 二 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合
  - イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
  - ロ 事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名
  - ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
  - ニ 特別徴収義務者として指定された日
  - ホ その他知事において必要があると認める事項
- 三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合
  - イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
  - ロ 軽油の納入地
  - ハ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称
  - ニ その他知事において必要があると認める事項
- 三 知事は、第一項の規定による登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。
- 四 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）は、第一項の規定により登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、規則で定める様式による登録変更申請書を知事に提出しなければならない。
- 五 知事は、登録特別徴収義務者から第三項の登録の消除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
- 六 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。
  - 一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。
  - 二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われな
- 七 知事は、前二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

- （軽油引取税の特別徴収義務者としての証券の交付）
- 第百十三条** 知事は、前条第一項の規定による登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、府令で定める証券を交付しなければならない。（軽油引取税の申告納入）
- 第百十三条の二** 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量及び税額並びに第七百七条又は第七百八条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した府令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。
- 2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量については当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除した数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量については当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量とする。この場合の課税標準量の算定において、特約業者からの引取りに係る軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量にリットル位以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げ、特約業者からの引取りに係る軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除した数量又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除した数量にリットル位以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 3 第一項の場合において、第七百七条又は第七百八条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、第七百十三条の七第一項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、知事の承認を受けなければならない。
- 4 登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。（軽油引取税の申告納付）
- 第百十三条の三** 第七百十條第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）は、第七百四條第三項から第五項までに該当する者又は第七百五條第一項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売、消



費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を、同項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を、第百四条第六項に該当する者にあつては、特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した府令で定める様式による納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

(軽油引取税の保全担保)

**第百十三条の四** 知事は、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、法第百六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずるものとする。

2 法第百六条第三項及び第百六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(普通徴収に係る軽油引取税の納期)

**第百十三条の五** 第百十条第二項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(軽油引取税に係る免税の手続)

**第百十三条の六** 第百八条に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、法第百四十四条の二十一第二項の申請書を知事に提出して同項に規定する免税軽油使用者証(以下この節において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第百八条に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。

3 免税軽油使用者証の有効期間は、二年とする。

4 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつた場合又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了した場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

6 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した次条第一項に規定する免税証の返納を命ずることができる。

**第百十三条の七** 免税軽油使用者は、免税証(免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。)の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第百四十四条の二十一第一項の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証を取りまとめて提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した政令第四十三条の十五第九項の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合においては、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないことと認めるときその他政令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付しなければならない。

5 免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある

場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合においては、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記載押印しなければならぬ。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において、知事が免税証に記入した期間とする。

8 前条第五項の規定は、免税証について準用する。この場合において、同項中「免税軽油使用者証」とあるのは、「免税証」と読み替えるものとする。

(政令第四十三条の十五第十三項の届出)

第百十三条の八 県内に主たる事務所又は事業所を有する免税軽油使用者が法第一百四十四条の二十一第一項ただし書及び政令第四十三条の十五第十三項の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合には、同項の届出書を知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第百十三条の九 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第百十三条の六第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、それぞれの者。以下この条において同じ。)は、毎月末日までに(次項の規定により知事が別に提出期限を定めた場合には、当該期限までに)、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この条において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の府令で定める事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 知事は、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受

けた者については、前項の報告書の提出期限を別に定めることができる。

(軽油引取税の不足金額等の納付手続)

第百十三条の十 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、法第一百四十四条の四第四項の規定による更正若しくは決定の通知、法第一百四十四条の四第七項の規定による過少申告加算金額の決定の通知、同項の規定による不申告加算金額の決定の通知又は法第一百四十四条の四十八第四項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該更正による納入金若しくは税金の不足額、決定による納入金額若しくは税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに、納入書又は納付書によつて、これを納入し、又は納付しなければならない。

第百十五条第一項及び第二項中、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「昭和二十三年法律第二百五号」を削り、「一」を「いずれかに」に改める。

第百十五条の二第一項を次のように改める。  
知事は、次に掲げる自動車が必要であると認めるもの(一台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

一 身体障害者等が所有する自動車で、次に掲げるもの

イ 当該身体障害者が自ら運転するもの

ロ 当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの

ハ 当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等に限り)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

ニ 身体障害者等(身体障害者)にあつては、十八歳未満の者に限る。(と生計を一にする者が所有する自動車で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの)

第百十五条の三第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第一項の規定による自動車税の減免を受けようとする者は、規則で定める日までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式の申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者手帳等及び運転免許証を提示しなければならない。

第百十九条の二中「、証紙代金収納計器(以下「収納計器」といふ。)(によつて表示される規則で定める印影(以下「収納印」といふ。))を「収納印」に改める。  
第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第百五十条の二から第百六十七条まで 削除

第百七十三条第一項中、「第五十三條第四十四項、」を、「第五十三條第四十八項、」に、「第七百條の二十二の二第三項又は法第七百條の二十三」を、「第百四十四條の三十二第三項又は法第百四十四條の三十六」に改め、同項の表第一号中、「第五十三條第四十四項」を、「第五十三條第四十八項」に改め、同表第五号中、「第七百條の二十二の二第三項」を、「第百四十四條の三十二第三項」に改め、同表第六号中、「第七百條の二十三」を、「第百四十四條の三十六」に改め、同条第二項中、「第五十三條第四十四項」を、「第五十三條第四十八項」に改める。

附則第六條第一項第三号中、「、第四十一條の三の二」を削る。

附則第十條の二第一項中、「平成二十一年三月三十一日」を、「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中、「平成十九年八月六日から平成二十一年三月三十一日まで」を、「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「従つて事業の譲渡」の下に、「若しくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として府令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）」を、「から事業の譲渡」の下に、「若しくは資産の譲渡」を加える。

附則第十條の三第一項並びに第十條の五第一項及び第三項中、「平成二十一年三月三十一日」を、「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二條の三第一項中、「平成二十一年度」を、「平成二十六年」に、「以下次項まで」を、「次項」に改め、同条第二項中、「平成二十一年度」を、「平成二十六年」に改める。

附則第十二條の五の見出し中、「特例」を、「特例等」に改め、同条第五項から第八項までを削る。

附則第十二條の五第四項中、「特定自動車（）」を、「電力併用自動車（）」に改め、「同じ。）」の下に、「で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車」を加え、「前項」を、「前二項」に、「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」の間を、「平成二十四年三月三十一日まで」に、「第百五十條の五及び第一項」を、「第九十三條及び第二項」に、「又は第一項」を、「又は第二項」に、「当該特定自動車」がバス、トラックその他の府令で定めるものである場合にあっては百分の一・七を、当該特定自動車が乗用車その他の府令で定めるものである場合にあっては百分の一・

八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の二）をそれぞれを、百分の一・六（当該電力併用自動車」がバス又はトラックである場合にあっては、百分の二・七）を」に改め、同項第一号中「特定自動車」を、「電力併用自動車」に改め、同号イ及びロ中、「平成十七年特定軽量車基準」を、「平成十七年電力併用軽量車基準」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二條の五第四項第二号中、「特定自動車」を、「電力併用自動車」に改め、同号イ及びロ中、「平成十七年特定重量車基準」を、「平成十七年電力併用重量車基準」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第十二條の五第三項中、「同じ。）」の下に、「で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車」を加え、「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」を、「平成二十四年三月三十一日まで」に、「第百五十條の五」を、「第九十三條」に、「第一項」を、「第二項」に改め、同項第一号中、「道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量（以下この条及び次條第四項第二号において、「車両総重量」という。）」を、「車両総重量」に、「同法」を、「道路運送車両法」に、「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において、「排出ガス保安基準」という。）」を、「排出ガス保安基準」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので府令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三條及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

附則第十二條の五第二項中、「電気を動力源とする自動車」で府令で定めるものを「電気自動車（電気を動力源とする自動車」で府令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車」に、「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間」を、「平成二十四年三月三十一日まで」に、「第百五十條の五」を、「第九十三條」に、「前項」を、「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十二条の五第一項中「家用の自動車」の下に「(第九十条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「にいう」を「の」に、「昭和四十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間」を「平成三十年三月三十一日まで」に、「第百五十条の五」を「第九十三条」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第九項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第一項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条及び次条第四項第二号において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第九項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で府令で定めるもの(以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

八 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条及び次条第三項から第六項までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案し

て府令で定めるエネルギー消費効率(以下この条及び次条第三項から第六項までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

二 第十二項に規定する第二種省エネルギー自動車

附則第十二条の五に第一項として次の一項を加える。  
第五項に規定する電気自動車、第六項各号に掲げる天然ガス自動車、第七項に規定する充電機能付電力併用自動車、第八項各号に掲げる電力併用自動車又は第九項第三号に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得が平成二十四年三月三十一日までに行われた場合においては、第九十条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

附則第十二条の五第九項中、「軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。」の取得(第二項から第四項まで又は前三項)を「で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前三項、第十一項又は第十二項)に、「山梨県条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第三十号)の施行の日(翌日から平成二十二年三月三十一日までの間)」を「平成二十二年三月三十一日まで」に、「第百五十条の五」を「第九十三条」に、「第一項」を「第二項」に、「までに」を「までの間に」に改め、同項の次に次の四項を加える。

10 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十四条及び第九十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

11 第一種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で府令で定めるもの(次項及び次条第三項から第六項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。))の四分の一を超えないもので府令で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(第五項から第八項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

12 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので府令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第五項から第八項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

13 前二項の規定は、第九十六条第一項又は第九十七条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の府令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の七第三項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第十二条の十三を次のように改める。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十二条の十三 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において準用する第百十三条の七第四項の規定による免税証の交付があつた場合、法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合又は免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他政令で定める者が航路標識法昭和二十四年法律第九十九号（第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるもの）に供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他政令で定める者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が製造工程にお

ける焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第百十三条の六から第百十三条の九までの規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第百十三条の六第一項中「第百八条に規定する」とあるのは、「附則第十二条の十三第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは、「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは、「同項各号に掲げる」と、「法第百四十四条の二十一第二項」とあるのは、「法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第百四十四条の二十一第一項」と、「同条第二項中「第百八条に規定する」とあるのは、「附則第十二条の十三第一項各号に掲げる」と、「第百十三条の七第一項中「法第百四十四条の二十一第一項」とあるのは、「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の二十一第一項」と、「同条第三項中「政令第四十三條の十五第九項」とあるのは、「政令附則第十条の二の二第七項において準用する政令第四十三條の十五第九項」と、「第百十三條の八の見出し中「政令第四十三條の十五第十三項」とあるのは、「政令附則第十条の二の二第七項において準用する政令第四十三條の十五第十三項」と、「同条中「法第百四十四條の二十一第一項ただし書及び政令第四十三條の十五第四條の二十一第一項ただし書及び政令附則第十条の二の二第七項において準用する政令第四十三條の十五第十三項」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における第百五条、第百十条、第百十三條の二、第百十三條の三及び第百十三條の六の規定の適用については、第百五条第一項第三号及び第四号中「第百八条」とあるのは、「第百八条又は附則第十二條の十三第一項」と、同項第四号中「同条」とあるのは、「これらの規定」と、同条第三項中「政令第四十三條の四第一項」とあるのは、「政令第四十三條の四第一項（政令附則第十条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第百十条第一項中「第百五条」とあるのは、「第百五条（附則第十二條の十三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第百十三條の二第二項及び第三項中「又は第百八条」とあるのは、「若しくは第百八条又は附則第十二條の十三第一項」と、同条第三項中「第百十三條の七第一項」とあるのは、「第百十三條の七第一項（附則第十二條の十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、「第百十三條の三十三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第百十三條の十

六第六項中、「次条第一項」とあるのは、「次条第一項（附則第十二条の十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

附則第十二条の十四第一項を削り、同条第二項中「平成五年十二月一日から平成三十年三月三十一日までの間に第五百十一条第一項」を「平成三十年三月三十一日まで」に「第四百条第一項」に、「第五百十二条第一項各号」を「第百五条第一項各号」に、「第百五十一条第六項」を「第四百条第六項」に、「第百五十五条」を「第百九条」に改め、同項を同条とする。

（山梨県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第二条** 山梨県税条例の一部を改正する条例（平成二十年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第三項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額）（改正法附則第三条第二十項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。」の百分の一・二」に改め、同項各号を削る。

**附則**

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

**第二条** 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の山梨県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の山梨県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十条の二第三項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第三号の上欄に掲

げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

**第三条** 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

**第四条** 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第四百条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第五百五条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第四百条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 施行日前に旧条例第五百十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第五百十二条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第五百十一条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第五百十八条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第五百十二条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第五百十八条第三項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第五百十二条第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第五百十八条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第五百十二条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第五百五十八条の二の規定により交付を受けている証票は、新条例第五百十三条の規定により交付を受けた証票とみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例第六十条の二の規定により提供されている担保は、新条例第百十三条の四の規定により提供された担保とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第百六十二条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第百八条に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例第百十三条の六第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例附則第十二条の十三第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては同条第二項において読み替へて準用する新条例第百十三条の六第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

9 この条例の施行の際現にされている旧条例第百六十三条第一項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第百八条に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例第百十三条の七第一項の規定による免税証の交付の申請と、新条例附則第十二条の十三第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては同条第二項において準用する新条例第百十三条の七第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

10 この条例の施行の際現に旧条例第百六十三条第四項の規定により交付されている免税証は、新条例第百八条に規定する用途に係る免税証にあつては新条例第百十三条の七第四項の規定により交付された免税証と、新条例附則第十二条の十三第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては同条第二項において準用する新条例第百十三条の七第四項の規定により交付された免税証とみなす。

### 山梨県条例第三十二号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和四十五年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番